

令和5年度

「北前いも煮」取扱事業者公募要領



中山町産業振興課

(2023.6版)

1. 北前いも煮とは

北前いも煮とは、「芋煮会発祥の地 中山町」において発祥当時に食されていた元祖芋煮である棒だら芋煮（芋棒煮）を現代風にアレンジした商品の名称です。

※ 芋棒煮についての文献の抜粋（原文）

【芋煮会のはじまり】

芋煮会のはじまり考（藻南文庫）抜粋

元禄7年、長崎から荒砥に至る航路が新設されるまでは、現在の中山町長崎付近が最上川舟運の終点であった。中央公民館の西のあたりに船着き場があって、大正の終わり頃まですぐそばに「鍋掛松」という老松があって、そこが船頭たちの休み場であったという言い伝えが残っている。酒田から船で運ばれてきた塩や干魚などの資源はここでおろされ、人足たちに背負われ孤越街道を越え遠く西置賜地方へ運ばれていったのである。

ところで、なにもかも不便なこととて酒田船と人足間の連絡などうまくとれるはずがなく、船頭たちは船に寝泊まりしながら何日も何日も待たなければならなかった。その退屈しのぎのひとつとして発生したのが芋煮会である。

船着き場のすぐ近くには、里芋の名産地である小塩という部落があるので、前々から予約しておいた里芋を買い求め船に積んできた棒鱈などの干魚といっしょに煮て、飲み食いしながら待ち時間を過ごしたのであった。

【当時の芋棒煮の材料・作り方】

- 一、材料（一人前）
- | | |
|------------|-------|
| サトイモ | 四百グラム |
| 棒鱈 | 二百グラム |
| 油揚げ | 一枚 |
| シイタケとコンニャク | 適当に |

二、作り方

- (1) サトイモの皮をむいてゆで、酢を少したらした水に入れてさらしておく。
- (2) ボウダらは、適当な大きさに切り、ゆでてやわらかくしておく。
- (3) ダシをとる。味をだすには、アユなどの川魚を使うが、カツオブシと煮干しでもよい。これに、砂糖・ミリン・酒・シヨウユ・塩を少々加えながら、コクのある味に仕立てる。
- (4) いったん煮立てしてから、材料を入れる。味がしみたら食べごろになる。



芋棒煮

2. 北前いも煮の定義

町では、下記の全てに該当する食品を「北前いも煮」としています。

- (1) 原材料に里芋を使用しているもの（原則、町内産）
- (2) 原材料に棒だらを使用しているもの（原則、助宗鱈）
- (3) 芋煮会発祥の地に相応しいもの

3. 公募内容

町では、「芋煮会発祥の地 中山町」の発展のために、「北前いも煮」の名称を使用した棒だら芋煮の販売元となる事業者を公募いたします。

(1) 目的

町の特産物として開発した芋棒煮「北前いも煮」の販売元となる事業者を公募し、北前いも煮の販売及びPRを通じたブランド力の育成と同時に、町が長年標榜する「芋煮会発祥の地」の普及を図ることにより、町の観光物産の発展に資することを目的としています。

(2) 公募参加資格

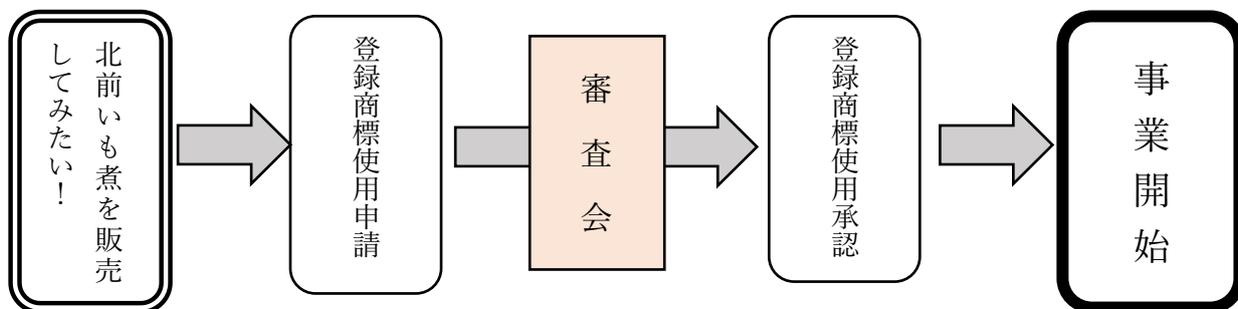
- ① 町内に本社又は事業所等を有する事業者（法人、個人事業主は問わない）
- ② 町内に住所を有する団体
- ③ その他町長が特に認める者

(3) 公募期間・・・通年

(4) 申請

本公募への申請にあたっては、「4. 必要書類等」記載の書類を揃え、産業振興課へご提出ください。

【北前いも煮取扱業者となるまでの流れ】



(5) 情報開示

審査の結果、北前いも煮の取扱業者となった事業者の方へは標準的なレシピ及びパッケージ等に関する情報を開示いたしますので、別途ご相談ください。

4. 「北前いも煮」及び「芋煮会発祥の地」の名称使用にあたって

令和5年3月に「北前いも煮」及び「芋煮会発祥の地」の名称が商標登録されました。この2名称は町の知的財産ですので、上記名称を使用するには中山町登録商標使用取扱規程に基づき町から登録商標の使用承認を得る必要があります。

※ 本公募に関わらず登録商標を使用するには町の承認が必要です。

(1) 登録商標の概要

① 登録商標

- ・ 北前いも煮 登録第6677486号
- ・ 芋煮会発祥の地 登録第6681684号

② 使用権の種類

通常使用権・・・商標権者（町）から許諾を受けた範囲で、登録商標の使用をできる権利

⇒登録商標の使用目的により「③ 指定商品・役務の区分」から選択していただき、中山町登録商標使用承認請求書に記載いただきます。

③ 指定商品・役務の区分

登録商標	区分	指定商品及び指定役務
北前いも煮	第29類	菓子（果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものに限る。）、食用油脂、乳製品、卵、冷凍野菜、冷凍果実、食肉、肉製品、加工水産物、加工野菜及び加工果実、油揚げ、凍り豆腐、こんにゃく、豆乳、豆腐、納豆、加工卵、カレー・シチュー又はスープのもと、お茶漬けのり、ふりかけ、豆
	第30類	菓子（果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。）、パン、サンドイッチ、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、調味料、穀物の加工品、ぎょうざ、しゅうまい、すし、たこ焼き、弁当、ラビオリ、即席菓子のもと、パスタソース、食用酒かす、米、脱穀済みのえん麦、脱穀済みの大麦、食用粉類
	第35類	飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
	第41類	技芸・スポーツ又は知識の教授、セミナーの企画・運営又は開催、電子出版物の提供、図書及び記録の供覧、図書の貸与、映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営、スポーツの興行の企画又は開催、興行の企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。）、運動施設の提供
芋煮会発祥の地	第29類	菓子（果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものに限る。）、食用油脂、乳製品、卵、冷凍野菜、冷凍果実、食肉、肉製品、加工水産物、加工野菜及び加工果実、油揚げ、凍り豆腐、こんにゃく、豆乳、豆腐、納豆、加工卵、カレー・シチュー又はスープのもと、お茶漬けのり、ふりかけ、豆
	第30類	菓子（果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。）、パン、サンドイッチ、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、調味料、穀物の加工品、ぎょうざ、しゅうまい、すし、たこ焼き、弁当、ラビオリ、即席菓子のもと、パスタソース、食用酒かす、米、脱穀済みのえん麦、脱穀済みの大麦、食用粉類
	第31類	野菜、果実、あわ、きび、ごま、そば（穀物）、とうもろこし（穀物）、ひえ、麦、麴米、もろこし、飼料、種子類
	第35類	飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
	第41類	技芸・スポーツ又は知識の教授、セミナーの企画・運営又は開催、電子出版物の提供、図書及び記録の供覧、図書の貸与、映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営、スポーツの興行の企画又は開催、興行の企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。）、運動施設の提供

【区分毎の使用例】

- ・ 第 29 類、第 30 類・・・北前いも煮商品及び派生商品への名称表示
- ・ 第 31 類・・・「芋煮会発祥の地の里芋」、「芋煮会発祥の地の大豆」等
- ・ 第 35 類・・・広告、マーケティング時の名称表示
- ・ 第 41 類・・・教育、講習、有料イベントの企画・実施時の利用

(2) 審査

審査会を開催し、申請いただいた書類等を基に審査いたします。

【審査基準】

	審査項目	審査内容
1	使用目的の妥当性	以下について、書面及びヒアリングにより審査 (1) 使用目的が規程に違反していないか (2) 町のイメージアップに貢献するものか
2	使用目的と申請区分の整合性	以下について、書面及びヒアリングにより審査 (1) 使用目的が申請区分と相違ないか
3	商標を表示する商品等の適正	以下について、商品サンプル等の商品等の内容が判るもの、書面及びヒアリングにより審査 (1) レトルト商品等の食品の場合、申請者のオリジナリティを認めるものの、名称が持つイメージから大きくかけ離れていないか (2) (1)以外の商品の場合、名称のイメージを損なわないものか
4	その他	懸念事項等について、商品サンプル等の商品等の内容が判るもの、書面及びヒアリングにより審査

(3) 承認の期間

- ・ 1年間（申請年度末まで）
- ・ 翌年度も継続して使用する場合（更新）は、町へ使用承認申請書及び事業実績書を提出し、承認を得る必要があります。前年度と同内容での更新の場合は、審査会を省略します。

(4) 使用料・・・無料

(5) 注意事項

使用者が下記のいずれかに該当すると認めるときは、商標の使用承認を取り消します。

- ・ 規程に定める内容に違反したとき。
- ・ 偽りその他不正の手段により使用承認の決定を受けたとき。
- ・ その他使用承認の決定の内容に違反したとき。

また、町は使用者が前項の規定により使用の承認の取り消しにより使用者に生じた損失について一切の責任を負いません。

(6) 使用者が遵守すべき事項

- ・ 使用承認を受けた商品以外に使用しないこと。
- ・ 使用承認を受けた使用態様以外に使用しないこと。
- ・ 使用承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

- ・ 使用承認を受けた商品の瑕疵により、第三者に損害を与えた場合、これに対し全責任を負うこと。
- ・ 故意又は過失により町に損害を与えた場合、これによって生じた損害を町に賠償すること。
- ・ 町長から要請があったときは、商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。
- ・ 商標の登録が取り消し又は無効となったときは、速やかに使用を中止すること。

5. 必要書類等

- ・ 中山町登録商標使用承認申請書（様式第1号）（★）
 - ・ 事業計画書（様式第2号）（★）
 - ・ （法人の場合）定款、謄本
 - ・ 商品サンプル、写真等の商品の内容が分かるもの
 - ・ その他町長が必要と認める書類
- （★）の書類は、町公式ホームページ又は産業振興課にて配布しています。

6. 申請先・お問い合わせ先

本件に係る申請手続き及びお問い合わせにつきましては、下記宛にお願いいたします。

中山町役場産業振興課産業振興G 中山町大字長崎 120 番地 TEL : 023-662-2114 FAX : 023-662-5950 mail : sangyou@town.nakayama.yamagata.jp
--